おいて示された月（以下「容器検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づく刻印又は同条第二項第一号に基づく標章において示された月（以下「容器再検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）から起算して、それぞれ次の各号に掲げる期間とする。

一～三　［略］

○国土交通省令第五十六号

航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の十三第三項、第四項及び第八項、第百三十二条の十六第三項、第百三十二条の十八第二項、第百三十二条の十九第一項、第百三十二条の二十、第百三十二条の二十一、第百三十二条の二十三、第百三十二条の四十三第一項、第百三十二条の四十六第一項本文、同項第一号イからハまで、第三項及び第五項、第百三十二条の四十八第三項及び第四項並びに第百三十二条の五十（これらの規定を同法第百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。）、第百三十二条の五十一第三項、第百三十二条の五十三第一号イからハまで及び第二号、第百三十二条の五十五、第百三十二条の八十五第一項、第二項、第三項及び第四項第一号、第百三十二条の八十六第三項、第四項並びに第五項第一号及び第二号、第百三十二条の八十八第一項本文及びただし書、第百三十二条の八十九第二項、第百三十二条の九十第二項、第百三十二条の九十一、第百三十七条第一項及び第二項、第百三十七条の二並びに第百三十七条の四、運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二条第一項第二号及び第二項第二号並びに民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十六条の規定に基づき、航空法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

航空法施行規則等の一部を改正する省令

（航空法施行規則の一部改正）

第一条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章～第九章　（略）

第十章　無人航空機

第一節　無人航空機の登録（第二百三十六条―第二百三十六条の十一）

第二節　無人航空機の安全性（第二百三十六条の十二―第二百三十六条の三十七）

第三節　無人航空機操縦者技能証明（第二百三十六条の三十八―第二百三十六条の六十九）

第四節　無人航空機の飛行（第二百三十六条の七十―第二百三十六条の八十九）

第十一章　（略）

附則

四　一般複合容器（医療用酸素用一般複合容器を除く。）については、三年 四の二　医療用酸素用一般複合容器については、五年 五～八　［略］ 2・3　［略］	四　一般複合容器については、三年 ［新設］ 五～八　［略］ 2・3　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年八月一日から施行する。ただし、容器保安規則第二条第二十二号の二、第二十三号及び第二十六号並びに第八条第一項第三号の改正規定は、令和五年一月二十九日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の容器保安規則（次項において「旧規則」という。）第八条第一項又は第三項の規定により医療用酸素用一般複合容器になされている刻印等については、当該容器がこの省令の施行後最初に受けるべき容器再検査の日までの間は、この省令による改正後の容器保安規則（次項において「新規則」という。）第八条第一項又は第三項の規定にかかわらず、高圧ガス保安法第四十五条第一項又は第二項の規定によりなされた刻印等とみなす。

3　この省令の施行の際現に高圧ガス保安法第四十四条第一項の容器検査に合格している医療用酸素用一般複合容器がこの省令の施行後最初に受けるべき容器再検査の日については、新規則第二十四条第一項第四号の二の規定にかかわらず、旧規則第二十四条第一項第四号に規定する容器の再検査の期間により計算して得られる日とする。

改正前

目次

第一章～第九章　（略）

第十章　無人航空機

第一節　無人航空機の登録（第二百三十六条―第二百三十六条の十一）

第二節　無人航空機の飛行（第二百三十六条の十二―第二百三十六条の二十三）

第十一章　（略）

附則